

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成29年10月4日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成29年10月4日（水）
午後1時30分から午後2時00分まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第79号 衆議院議員総選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて
 - 議案第80号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について
 - 議案第81号 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第82号 衆議院小選挙区選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第83号 衆議院小選挙区選出議員選挙と衆議院比例代表選出議員選挙との投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者の併職について
 - 議案第84号 衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第85号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 議案第86号 衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 議案第87号 衆議院議員総選挙における投票所の場所の指定について
 - 議案第88号 衆議院議員総選挙における期日前投票所の場所の指定について
 - 議案第89号 衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時の決定について
 - 議案第90号 衆議院議員総選挙における開票立会人を定めるくじ執行の日時及び場所の決定について
 - 議案第91号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじ執行の日時及び場所の指定について
 - 議案第92号 衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日の決定について

- 議案第 9 3 号 衆議院議員総選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
- 議案第 9 4 号 衆議院議員総選挙における投票所入場整理券の交付方法について
- 議案第 9 5 号 衆議院議員総選挙における選挙公報の配布方法について
- 議案第 9 6 号 衆議院議員総選挙における選挙啓発方法の決定について
- 議案第 9 7 号 衆議院議員総選挙における開票参観人の入場制限について
- 議案第 9 8 号 衆議院議員総選挙における臨時職員の任用について
- 議案第 9 9 号 衆議院議員総選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について

4 出席委員は次のとおりである。(4名)

委員長	本多 喜久男	委員長職務代理者	大友 捷夫
委員	伊藤 究	委員	高橋 康夫

5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

書記長	岡部 聡	書記長補佐	山口 正弘
書記	須藤 博		

6 会議の書記は次のとおりである。

同上

7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、衆議院議員総選挙に係るものでございます。8月下旬に茨城県知事選挙と東海村長選挙が終わったばかりですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、「議案第79号 衆議院議員総選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局より説明をお願いいたします。

○**山口書記** 議案第79号は、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、全投票所の閉じる時刻を2時間繰り上げるものです。

○**本多委員長** ただ今、「議案第79号 衆議院議員総選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第79号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第80号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第80号は、公職選挙法第144条の2第1項及び第3項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を別紙のとおり定めるものです。別紙中、30番のポスター掲示場については、駅西第二児童公園に変更となっております。

○本多委員長 ただ今、「議案第80号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第80号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第81号 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第81号は、公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第81号 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第81号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第82号 衆議院小選挙区選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第82号は、公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票管理者に本多 喜久男、開票管理者の職務代理者に大友 捷夫を選任するものでございます。

○本多委員長 ただ今、「議案第82号 衆議院小選挙区選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第82号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第83号 衆議院小選挙区選出議員選挙と衆議院比例代表選出議員選挙との投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者の併職について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第83号は、公職選挙法第37条第3項及び第61条第3項並びに公職選挙法施行令第24条第3項及び第67条第5項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙について選任する小選挙区選出議員選挙の投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者を、同時に比例代表選出議員選挙の投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者に選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第83号 衆議院小選挙区選出議員選挙と衆議院比例代表選出議員選挙との投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者の併職について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第83号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第84号 衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第84号は、公職選挙法第48条の2第5項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令第49条の7において読み替えて適用する同令第24条第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第84号 衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の選任について」事務局から説

明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第84号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第85号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第85号は、公職選挙法第48条の2第5項において読み替えて適用する同法第38条第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第85号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第85号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第86号 衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたし

ます。

○山口書記 議案第86号は、公職選挙法第48条の2第5項において読み替えて適用する同法第38条第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第86号 衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第86号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第87号 衆議院議員総選挙における投票所の場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第87号は、公職選挙法第39条の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙における投票所の場所を別紙のとおり指定するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第87号 衆議院議員総選挙における投票所の場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第87号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第87号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第88号 衆議院議員総選挙における期日前投票所の場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第88号は、公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所の場所を東海村役場とし、投票所を設ける期間を平成29年10月11日から平成29年10月21日までと定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第88号 衆議院議員総選挙における期日前投票所の場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第88号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第89号 衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第89号は、公職選挙法第63条の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙における開票の場所を東

海村大字船場749番地3の東海村総合体育館とし、日時を平成29年10月22日（日）午後8時からと定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第89号 衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時の決定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第89号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第90号 衆議院議員総選挙における開票立会人を定めるくじ執行の日時及び場所の決定について」事務局より説明をお願いします。

○山口書記 議案第90号は、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙において、小選挙区選出議員選挙又は比例代表選出議員選挙ごとに開票立会人となるべき者が10人を超えた場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときのくじを行う日時を平成29年10月19日（木）午後6時から、場所を東海村役場行政棟3階庁議室に定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第90号 衆議院議員総選挙における開票立会人を定めるくじ執行の日時及び場所の決定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第90号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第91号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじ執行の日時及び場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第91号は、公職選挙法第175条第3項及び第5項並びに公職選挙法による選挙運動等に関する規程(昭和57年茨城県選挙管理委員会規程第1号)第64条の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時を平成29年10月10日(火)午後5時30分から、場所を東海村役場行政棟3階庁議室に定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第91号 衆議院小選挙区選出議員選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじ執行の日時及び場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第91号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第92号 衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日の決定について」事務局より説明をお願い

いたします。

○山口書記 議案第92号は、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日を平成29年10月9日に定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第92号 衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の郵便等による交付開始日の決定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第92号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第92号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第93号 衆議院議員総選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」事務局より説明をお願いします。

○山口書記 議案第93号は、公職選挙法第49条の2第4項において読み替えて適用する同法第48条の2第1項の規定により、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙において、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を東海村役場に、投票所を設ける期間を平成29年10月11日から平成29年10月21日までと定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第93号 衆議院議員総選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第93号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第94号 衆議院議員総選挙における投票所入場整理券の交付方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第94号は、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙について、公職選挙法施行令第31条第1項の規定による投票所入場整理券の交付方法は、郵送によるものとするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第94号 衆議院議員総選挙における投票所入場整理券の交付方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第94号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第95号 衆議院議員総選挙における選挙公報の配布方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第95号は、公職選挙法第170条第2項の規定により、平

成 29 年 10 月 22 日に執行される予定の衆議院議員総選挙における選挙公報の配布方法は、新聞折込みによるものとするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第 95 号 衆議院議員総選挙における選挙公報の配布方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第 95 号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第 95 号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第 96 号 衆議院議員総選挙における選挙啓発方法の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第 96 号は、平成 29 年 10 月 22 日に執行される予定の衆議院議員総選挙における選挙啓発方法を防災行政無線放送による啓発、広報車による啓発、広報誌による啓発、啓発チラシによる啓発、懸垂幕の掲示による啓発、村公式ホームページ・Facebook・Twitter の活用による啓発、啓発物品の配布による啓発、東海村白バラ会による啓発とするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第 96 号 衆議院議員総選挙における選挙啓発方法の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第 96 号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第96号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第97号 衆議院議員総選挙における開票参観人の入場制限について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第97号は、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙について、開票参観人の東海村開票区開票所へ入場できる人数を50人とし、酒気を帯びている者その他開票所の秩序を乱すおそれのある者の入場を認めないこととするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第97号 衆議院議員総選挙における開票参観人の入場制限について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第97号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第97号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第98号 衆議院議員総選挙における臨時職員の任用について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第98号は、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙について、平成29年10月6日から平成29年10月23日までの間、別紙に掲げる者を臨時職員として任用するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第98号 衆議院議員総選挙における臨時職員

の任用について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第98号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第98号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第99号 衆議院議員総選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第99号は、平成29年10月22日に執行される予定の衆議院議員総選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者を別紙のとおり委嘱するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第99号 衆議院議員総選挙における投開票事務従事者、期日前投票事務従事者及び不在者投票事務従事者の委嘱について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第99号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記 今後の予定ですが、10月9日(月)午前10時から403会議室で選挙時登録、10月10日(火)午後5時30分から庁議室で氏名等掲示の掲載順序のくじ執行、10月16日(月)午前9時30分から白バラ会のキャラバン啓発、10月19日(木)午後6時から庁議室で開票立会人を定めるくじ執行、10月21日(土)午前9時から庁議室で死亡者の選挙人名簿から抹消等、同日午前10時から庁議室で開票立会人説明会を予定しております。また、10月22日(日)の投開票日は午前9時に役場総務課に御参集いただけますよう、よろしく願いいたします。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時00分